

コロナ感染症予防対策物品等購入助成金交付要綱

(令和3年度)

公益社団法人長野県トラック協会

(目的)

第1条 公益社団法人長野県トラック協会(以下「県ト協」という。)は、新型コロナウイルス感染防止対策として有用な物品を購入した会員事業者(以下「会員」という。)に対し、その費用の一部を助成し感染防止を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、長野県内で営業する会員とする。

(助成対象物品)

第3条 コロナウイルス感染防止対策に有用な下記物品等とする。

マスク、アルコール消毒液、次亜塩素酸ナトリウム消毒液、(非接触型)体温計、飛沫飛散防止施設及び新型コロナウイルスPCR検査費用等を対象とし、令和3年4月1日以降に新規に購入したものを対象とする。

(助成交付額)

第4条 購入金額の2分の1(消費税を除く、千円未満切捨て)とし、一会員当たり上限50,000円とする。

(助成期間)

第5条 本助成は、令和3年4月1日から令和4年2月末日までとし、申請締切日は、令和4年3月4日とする。

但し、期間内であっても予算額に達した場合は終了とする。

(助成金の申請方法)

第6条 助成対象物品を購入し支払いが完了した会員は、別紙「コロナ感染症予防対策物品等購入助成金交付申請書」に必要事項を記入のうえ、県ト協会長に対して申請するものとする。

(助成金の交付)

第7条 県ト協は、前条に定める交付申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、本助成要件に適合すると認めた場合には、前4条に定める助成金を会員に交付する。

(助成の条件)

第8条 協会費の滞納期間が3ヶ月以上又は滞納額が50,000円以上ある会員には助成を行わない。

(助成金申請に関する調査協力義務)

第9条 助成金の交付を受けた会員は、県ト協から要請があった場合には、当該申請に係る添付書類原本及び関係帳簿等を開示しなければならない。

(助成金の返還)

第10条 県ト協は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した助成金の

全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他県ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員については、県ト協が行う助成事業全てに係る申請の受付及び交付決定は、当分の間行わないものとする。

(その他必要な事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関する必要な事項は、別に定める。

(附則)

本要綱は、令和3年4月1日から施行する。